

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

婚姻後の国民年金保険料の納付は、夫がA町役場B支所と同じ建物の農協に勤めていたこともあり、全て夫に任せていた。夫の性格から、お金の管理はしっかりしており、一部の期間を支払わなかったとは考えられない。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は、15か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料は全て納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間①直前の昭和37年3月に婚姻しており、婚姻後の保険料納付は、申立人の夫が、義母の保険料と一緒にいたと述べているところ、その夫は既に死亡しているため、手続及び納付の詳細は不明であるが、申立人は、婚姻当初にその夫から婚姻前の国民年金の加入について確認されたことを記憶している上、申立期間当時同居していた義母についても、国民年金制度発足当時の36年4月から全て納付していることから、申立人の夫が申立期間①の保険料について、未納とすることは考え難い。

さらに、申立期間②直前の昭和48年11月及び同年12月の保険料が未納とされていたが、特殊台帳及びA町の被保険者名簿により納付の事実が確認できたことから、平成22年1月に記録が訂正されており、当該時期において、申立人の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる上、申立期間の前後が納付済みであることを踏まえると、申立期間②の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間を通じて、A町役場B支所では、国民年金保険料を納付することが可能であったことから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年4月30日）及び資格取得日（昭和26年3月12日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和24年4月は1,200円、同年5月から26年2月までは2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月30日から26年3月12日まで

私は、昭和21年4月にA社C工場で働きながら学ぶ全寮制のD学校に入学し、22年9月1日に同級生全員とともに厚生年金保険の被保険者資格を取得した。学制改革でE学校定時制となった同校を26年3月に卒業し、同社本社見習社員として採用されC工場勤務となり、平成3年11月に定年退職するまで勤務していた。E学校の同窓会で、同級生の同僚には厚生年金保険の加入記録があることが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E学校の卒業証明書、同校の複数の同級生の「A社C工場で申立人と一緒にE学校定時制で学びながら働いていた。同校定時制は全寮制で、申立人は、卒業するまで長期間休むことなく、同級生と同じ労働条件で働いていた。」との供述により、申立人が、申立期間に同校定時制に在学していたことが確認できるところ、同校の事務長は、「本校の前身であるD学校と本校定時制は、当時、A社の企業内学校であり、本校に在籍していた生徒は全員がC工場で働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、A社C工場で勤務していたと認められる。

また、B社は、申立人の社員カードには、申立期間については人事記録の記載は無いが、申立人が申立期間に就学しながら就労していたと思われると回答している。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申

立人と同様にE学校定時制に通い同工場で勤務していたほぼ全員が、申立期間において被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同級生に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年4月は1,200円、同年5月から26年2月までは2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年4月から26年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和62年5月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月31日から同年6月1日まで
② 平成15年8月31日から同年9月1日まで

私は昭和41年3月10日にA社に入社し、平成15年8月31日付けで退職するまで継続して勤務していたのに、途中で厚生年金保険の被保険者記録が抜けている期間がある。また、同年8月31日まで勤務していたのに、資格喪失日が同年8月31日となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る雇用保険の加入記録及び同社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の労働者名簿において確認できる発令日が昭和62年5月26日となっており、申立期間①において、申立人は、A社B支店に勤務していたと認められることから、同社B支店における資格取得日を同社本社における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和62年6月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は平成 15 年 8 月 31 日付けで A 社を定年退職したと主張しているが、同社に係る雇用保険の記録における離職日及び同社から提出された労働者名簿の退職日は、いずれも同年 8 月 30 日となっており、事業主が保存している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも資格喪失日は同年 8 月 31 日と記載されている。

また、上記の労働者名簿に記載されている定年の取扱いについて A 社は、「定年年齢に達した誕生日の月の末日の前日としている。」と回答している上、定年退職している複数の同僚の資格喪失日は全て月末最終日となっていることが確認できる。

さらに、A 社は、保険料の控除方法は翌月控除としているところ、事業主から提出された申立人に係る平成 15 年度源泉徴収簿により、平成 15 年 9 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、59万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

平成16年12月20日に勤務しているA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の平成16年12月20日の賞与明細書における保険料控除額から、59万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年11月まで
入社時に雇用主から、社会保険の適用事業所でないので、各自で国民年金に加入するよう指導があったため、昭和59年4月頃にA市役所で加入手続して、金融機関で納付した。申立期間が未加入、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃にA市役所で加入手続して、金融機関で納付したとしているところ、オンライン記録では、基礎年金番号（厚生年金保険手帳記号番号と同じ）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、この当時申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間における国民年金保険料の納付方法及び納付時期等の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年2月まで
会社を退職した昭和49年1月頃に、国民健康保険に切り替えるため役場に出向いた際に自分で加入手続をした。保険料は両親が私の分も一緒に納付していたので、自分だけ申立期間が未加入、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、会社を退職した昭和49年1月頃に、国民健康保険に切り替えるため役場に出向いた際に自分で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A町の国民年金被保険者名簿には、63年9月16日届との記載があることから、当該時期に加入手続が行われたものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は同年9月1日となっており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、A町役場から申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から57年3月まで
私が学生時代に、「20歳になったので私が年金を支払う。就職したら自分で年金を支払いなさい。」と母親に言われ、就職が決まった頃に年金手帳を渡された。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人及びその母親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、大学卒業後の昭和57年4月頃に払い出されており、同年4月1日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、A市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年9月まで

昭和62年5月にA社を退職した後、母親に国民年金の納付書が送られてきた。場所は覚えていないが母親が国民年金の加入手続をし、B社会保険事務所(当時)で保険料の納付をしてくれたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない。

また、申立人は、母親が昭和62年5月頃国民年金の加入手続をしたと述べているところ、その母親は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶は無いと述べており、申立内容が不合理である。

さらに、C市において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、同市役所及びB社会保険事務所から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年3月まで
昭和63年から平成2年頃に、A市役所で、申立期間のうち2年分の国民年金保険料を一括で20万円前後納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年から平成2年頃に、申立期間のうち2年分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間のうち、どの期間の保険料を納付したのか明らかでなく、申立人の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録では、申立期間後の昭和63年度の保険料を平成2年7月に過年度納付しているとともに、平成元年度の保険料を11年に追納しており、当該記録は過去の保険料を遡って納付したことが2度あるとする申立人の主張と合致する。

さらに、過年度保険料をA市役所で納付することはできないことから、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は自分か夫が納付していたはずである。資格喪失の手続を行った記憶は無いので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格喪失の手続を行った記憶は無いとしているところ、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の資格喪失年月日欄に昭和57年12月1日と記載されている上、同市の国民年金被保険者名簿の備考欄には「喪失申出」と記載されていることから、記録管理に特段不合理な点は見受けられず、当該時期に申立人又はその夫が資格喪失の手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金第3号被保険者制度が始まる昭和61年4月以前に、国民年金任意加入者に対して、社会保険庁(当時)から「国民年金任意被保険者現況届書」が送付されたが、申立人はそのような書類は受け取った記憶が無いと述べていることから、申立人は、その時点では、国民年金任意加入者ではなかったものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成4年11月まで
平成4年頃、家族全員がA国籍からB国籍への登録替えを行った後、市役所から国民年金加入のお知らせが届いた。父親が国民年金の加入手続きを行い、20歳までの未納分を遡って一括で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年1月頃職権により払い出されている上、申立期間直後の4年12月から6年3月までの期間の国民年金保険料が7年1月25日に過年度納付されていることから、申立人の国民年金加入手続きは、その頃に行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している1冊の年金手帳（三制度共通。昭和61年4月以降に使用）以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年9月1日まで

私は、A社に入社した平成元年5月1日から健康保険証をもらい使用していた記憶があるので、入社時から厚生年金保険に加入させてもらっていたと思っていた。そのため、国民年金にも加入していなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年8月10日及び同年9月8日にA社からの給与振込みが確認できる普通預金通帳から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、事業主も死亡しており、当時の関連資料は保存されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の同僚は、「同社には試用期間があり、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は違っていた。」と供述していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致しており、同社のほかの同僚においても雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日はおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月から 4 年 9 月まで
A社から受け取った「03年09月分」と記載された給与支払明細書を見ると、平成3年9月分の厚生年金保険料として2万6,400円が控除されている。2年10月から3年9月まで同額が控除されていたと思う。また、同年10月から4年9月までも給与収入が前年と余り変わらないので、同額の保険料が控除されていたと思う。申立期間について標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の平成3年9月分給与支払明細書を提出し、2万6,400円の厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社において申立人と同年代で同様に整備の業務を行っていた同僚の標準報酬月額は、平成2年10月の定時決定において申立人より1等級低く、3年10月の定時決定において申立人と同等級であることが確認できる。

また、A社は、平成9年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料を保管していない上、元事業主は当時のことを覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、上記の明細書には「03年09月分」と記載されているが、上記の明細書の厚生年金保険料控除額は、申立人に係る平成4年10月から8年10月までの標準報酬月額（32万円）に6年11月1日から8年9月30日まで適用された厚生年金保険料率を乗じた額の被保険者負担分に一致している上、上記の明細書において控除されている住民税5,700円は、申立人から提出された「平成7年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」の8月分以降の月割額に一致している。また、申立人が追加提出した7年4月から9年9月までの給与支払明細書のうち、7年9月分だけが欠落していることからみると、「07年09月分」

の誤記であると思われる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 21 日から 7 年 3 月 3 日まで

平成元年 6 月に A 社を退職して、自営業を始めたが、5 年 3 月に不況のため廃業して、B 社の運転手として働くことになった。しかし、長距離便のため体力の限界を感じ、7 年 3 月に同社を退職した。2 か月間就職しなかったが、同年 5 月、C 社に入社した。当時の資料は無いが、B 社から毎月の給与が銀行に振り込まれており、雇用保険の加入記録（平成 5 年 7 月 21 日から 7 年 3 月 3 日まで）が確認できるので、同社で勤務していた申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚が、当時の B 社の従業員数を 17 人から 20 人と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間における被保険者は 13 人から 16 人であることが確認できる。

また、B 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は残っていないため不明であると回答をしている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において、申立人が B 社で厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

加えて、D 町役場の記録から、申立人は平成元年 6 月 26 日から 7 年 6 月 2 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間において、国民年金の保険料納付の全額免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
平成 10 年 4 月に、当時勤務していた A 組合が、B 組合（現在は、C 組合）に合併した。その際、給与等に変動は無かったのに標準報酬月額が下がっているのが納得できない。申立期間の標準報酬月額を 44 万円から 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 組合が保管する所得税源泉徴収簿兼給与支給台帳によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える額の給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされているところ、C 組合が保管する当該給与支給台帳に記載された申立人の申立期間に係る農林漁業団体共済組合の掛金控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。